

徳島東部都市計画第一種市街地再開発事業の変更（徳島市決定）

都市計画新町西地区第一種市街地再開発事業を次のように変更する。

名 称		新町西地区第一種市街地再開発事業			
位 置		徳島市西船場町1丁目、新町橋1丁目並びに西新町1丁目の各一部			
施行区域面積		約1.3ha			
公共施設の配置及び規模	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長
		幹線街路	3・1・1 新町橋通線	50m (25m)	約130m
		区画道路	市道00245号線	8m (4m)	約120m
			市道00248号線	8m (8m)	約70m
			市道00249号線	8m (8m)	約80m
			市道00251号線	6m (6m)	約80m
	下水道	公共下水道	整備済		
	公園	都市公園	名 称	面 積	備 考
			新町川公園	約240m ²	整備済 整備後の区域内の面積
	その他の公共施設	河川 整備済			
		広場 約600m ²			
建築物の整備	街区番号	建築物		敷地面積に対する	
		建築面積	延べ面積 (容積算定対象面積)	建築面積の割合	延べ面積の割合
		1-1	約700m ²	約5,300m ² (約5,100m ²)	約6/10
		1-2	約200m ²	約900m ² (約700m ²)	約5/10
		2-1	約400m ²	約3,700m ² (約3,400m ²)	約7/10
		2-2	約200m ²	約1,400m ² (約1,100m ²)	約7/10
	3	約1,100m ²	約9,400m ² (約8,300m ²)	約6/10	約42/10
	4	約400m ²	約1,000m ² (約800m ²)	約8/10	約16/10
建築敷地の整備	街区番号	建築敷地面積	整備計画		
	1-1	約1,200m ²	新規住宅供給を主体として、まちなか居住の促進を図る。 また幹線道路沿いに広場を配置し、商業施設との相乗効果による、にぎわい創出を図るとともに、中心市街地に相応しい魅力ある都市空間を形成する。		
	1-2	約400m ²			
	2-1	約600m ²			
	2-2	約300m ²			
	3	約2,000m ²			
	4	約500m ²			
参 考		高度利用地区内にあり（高度利用地区的制限内容） ・容積率の最高限度（注1）60/10（約0.8ha）、40/10（約0.5ha） ・容積率の最低限度 16/10 ・建ぺい率の最高限度（注2）8/10 ・建築面積の最低限度 200m ² (注1) 建築基準法第59条の2の規定により許可された建築物においてはこの限りではない。 (注2) 建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては 1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第6項第1号に該当する建築物にあっては2/10をえた数値とする。			

「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置は計画図表示のとおり」

理 由

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、平成24年11月、公共公益施設を核とし、商業施設・住宅を配置する第一種市街地再開発事業の都市計画決定を行った。

その後、「中心市街地の活性化」、「まちなか居住の促進」や「人の交流・にぎわいの創出」を実現する方針のもと、事業効果の早期発現が図られるよう、現況街区を基本とし、宿泊施設や共同住宅を主体とする市街地再開発事業へ見直すこととし、施行区域や施設の配置等を変更する都市計画決定を行うもの。

徳島東部都市計画第一種市街地再開発事業の変更（徳島市決定）

新旧対照表

【新】

名 称 新町西地区第一種市街地再開発事業					
位 置 徳島市西船場町1丁目、新町橋1丁目並びに西新町1丁目の各一部					
施行区域面積 約1.3ha					
公共施設の配置及び規模	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長
		幹線街路	3・1・1 新町橋通線	50m (25m)	約130m
		区画道路	市道00245号線	8m (4m)	約120m
			市道00248号線	8m (8m)	約70m
			市道00249号線	8m (8m)	約80m
			市道00251号線	6m (6m)	約80m
	下水道	公共下水道	整備済		
	公園	都市公園	新町川公園	約240m ²	整備済 整備後の区域内の面積
	その他の公共施設	河川	整備済		
		広場	約600m ²		
建築物の整備	街区番号	建築物		敷地面積に対する	
		建築面積	延べ面積 (容積算定対象面積)	建築面積の割合	延べ面積の割合
	1-1	約700m ²	約5,300m ² (約5,100m ³)	約6/10	約43/10
	1-2	約200m ²	約900m ² (約700m ³)	約5/10	約18/10
	2-1	約400m ²	約3,700m ² (約3,400m ³)	約7/10	約57/10
	2-2	約200m ²	約1,400m ² (約1,100m ³)	約7/10	約37/10
	3	約1,100m ²	約9,400m ² (約8,300m ³)	約6/10	約42/10
	4	約400m ²	約1,000m ² (約800m ³)	約8/10	約16/10
建築敷地の整備	街区番号	建築敷地面積	整備計画		
	1-1	約1,200m ²	新規住宅供給を主体として、まちなか居住の促進を図る。 また幹線道路沿いに広場を配置し、商業施設との相乗効果による、にぎわい創出を図るとともに、 中心市街地に相応しい魅力ある都市空間を形成する。		
	1-2	約400m ²			
	2-1	約600m ²			
	2-2	約300m ²			
	3	約2,000m ²			
	4	約500m ²			
参 考		高度利用地区内にあり（高度利用地区の制限内容） <ul style="list-style-type: none"> ・容積率の最高限度(注1) 60/10 (約0.8ha)、40/10(約0.5ha) ・容積率の最低限度 16/10 ・建ぺい率の最高限度 (注2) 8/10 ・建築面積の最低限度 200m² (注1) 建築基準法第59条の2の規定により許可された建築物においてはこの限りではない。 (注2) 建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては 1/10、 同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第6項第1号に該当する建築物にあっては2/10を加えた数値とする。			

**徳島東部都市計画第一種市街地再開発事業の決定（徳島市決定）
新旧対照表**

【旧】

名 称	新町西地区第一種市街地再開発事業				
位 置	徳島市西船場町1丁目、新町橋1丁目及び2丁目、西新町1丁目並びに西大工町1丁目の各一部				
施行区域面積	約 1.8ha				
公共施設の配置及び規模	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長
		幹線道路	3・1・1 新町橋通線	50m (25m)	約 165m
		区画道路	市道00248号線	8m (8m)	約 70m
			市道00245号線	8m (4m)	約 140m
			市道00253号線	8m (5m)	約 55m
下 水 道	公共下水道整備済				
その他の公共施設	_____				
建築物の整備	街区番号	建築物		敷地面積に対する	
		建築面積	延べ面積 (容積算定対象面積)	建築面積の割合	延べ面積の割合
	1	約 1,300m ²	約 4,300m ² (約 4,300m ³)	約 9/10	約 29/10
建築敷地の整備	街区番号	建築敷地面積	整 備 計 画		
			敷地内に自由通路を配置し、良好な歩行者空間を確保するとともに、中心市街地に相応しい魅力ある都市空間を形成する。		
	1	約 1,500m ²			
参 考		高度利用地区内にあり（高度利用地区の制限内容） ・容積率の最高限度（注1）60/10（約0.9ha）、40/10（約0.9ha）　・容積率の最低限度 16/10 ・建ぺい率の最高限度（注2）8/10　・建築面積の最低限度 200m ² （注1）建築基準法第59条の2の規定により許可された建築物においてはこの限りではない。 （注2）建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては 1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第5項第1号に該当する建築物にあっては2/10を加えた数値とする。			

徳島東部都市計画総括図（徳島市）







